（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）			
（略）	（略）	（略）	（略）
二十三	（略）	（略）	令第五十一条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及び新たに受託者が選任されたことを証する書面又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）
二十六	（略）	（略）	令第五十一条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）

（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二十二条　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和四年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の表を次のように改める。

改正後	改正前
（組合員の資格得喪の通知）	（組合員の資格得喪の通知）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　前項の通知書には、当該通知書に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。	６　前項の通知書には、当該通知書に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則第四条中「第三十三条第三項」を「第三十三条第六項」に改める。